

宅地復旧・住宅耐震化に関するご案内

地震による液状化などで宅地や住宅に被害が出た方々に活用いただける制度を2つご紹介します。

宅地

被災宅地等復旧支援事業

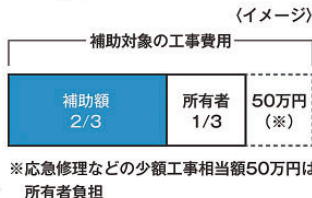
液状化などで被害を受けた宅地の復旧、地盤改良などを補助

補助額

最大 **766万円** (最大の補助対象額:1,200万円)
※補助対象額から50万円を控除した額の2/3を補助

補助内容

擁壁・地盤・宅地のり面などの復旧、住宅の地盤改良、**傾斜修復** など



住宅

住宅耐震化促進事業

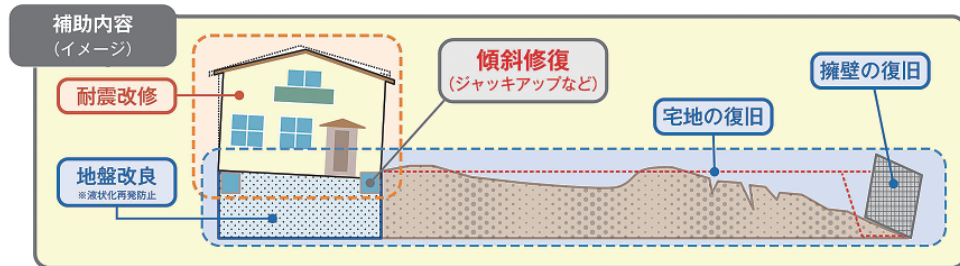
地震で耐震性が低下した住宅の耐震改修などを補助

補助額

最大 **150万円** (定額補助)

補助内容

地震で耐震性が低下した住宅の耐震改修、**傾斜修復** など
※補助を受けるには耐震診断を受ける必要があります。



注意点

傾斜修復は両方の制度で補助対象ですが、併用はできません。

お問い合わせ

各市町窓口まで
※窓口の一覧は右の二次元コードから



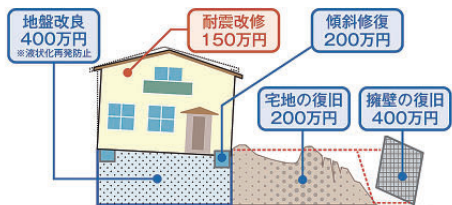
宅地

住宅

2つの制度の活用事例

事例 1

宅地の復旧と住宅の耐震化を行う場合
(傾斜修復はいずれかの補助を選択可)

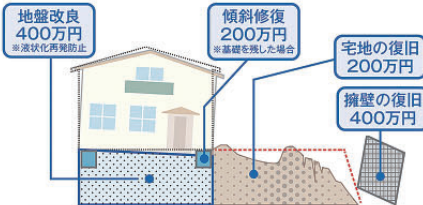


対象事業費:1,350万円

補助額	宅地復旧:766万円
	住宅耐震化:150万円
	計 : 916万円

事例 2

住宅が全壊し、住宅再建とあわせて宅地復旧を行う場合(耐震改修は実施しない)

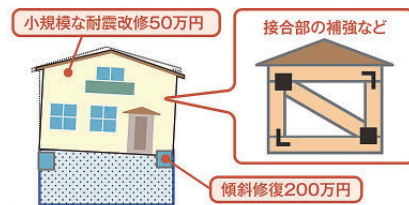


対象事業費:1,200万円

補助額	宅地復旧:766万円
	計 : 766万円

事例 3

小規模な耐震改修にあわせて傾斜修復を行う場合



対象事業費:250万円

補助額	住宅耐震化:150万円
	計 : 150万円

※受付開始時期や補助上限額は市町によって異なります。**志賀町**での受付は**9月下旬**を予定しています。

問 石川県建築住宅課 ☎ 076-225-1777 志賀町まち整備課 ☎ 32-9211

自費解体(費用償還)の申請の受付期限を令和7年3月31日(月)まで延長

自費解体(費用償還)の申請の受付期限を令和7年3月31日(月)まで延長します。また、解体・撤去工事は、令和6年1月1日(日)以後に契約したものが対象です。手続きでお困りの人は、相談窓口を開設していますので、お気軽にご相談ください。なお、申請は事前に予約が必要です。

公費解体・自費解体(費用償還)

- ◆申請・相談場所 志賀町役場1階 大会議室、富来活性化センター 中会議室
- ◆開設日時 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 (土・日・祝除く)

問 環境安全課 ☎ 32-9321

住まいの再建（建替え・修理）をお考えの人へ

被災した住まいの再建（建替え・修理）に関する相談・受付窓口を設置しています。

相談
受付
窓口

石川県木造住宅協会・石川県建設業協会 事務局内

フリーダイヤル ☎ 0120-123-688

受付URL <https://www.jiwood.or.jp/reconstruction/>

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝除く)

受付期間 令和6年7月26日 ~ 12月27日



受付ホームページ

○住宅の建替え・修理（応急修理含む）の相談を受付します。

○ご希望に応じて、協会が工事業者を手配します。

※電話またはホームページで受付します。

窓口では、名前、住所、連絡先、自宅や宅地の被害状況などを伺います。

数日後に見積りに合う工事業者を選定して連絡します。

住宅の応急修理制度に関する掛かり増し経費を補助します。

対象地域：能登6市町

（輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）

補助対象：石川県木造住宅協会、石川県建設業協会の会員



石川県ホームページ

お住まいの市町以外の工事業者が応急修理を行う場合は、遠隔地からの出張のため、移動に要するガソリン代や宿泊代などの費用（掛かり増し経費）を、直接、県が工事業者に補助します。

※応急修理を行う住宅と同一市町に所在する工事業者（地元業者）は除きます。

※別途、住宅の応急修理の手続きが必要です。

※応急修理に関する部分が補助対象です。

※上記の「相談受付窓口」を経由せずに、直接、依頼するお住まいの市町以外の補助対象工事業者による応急修理工事も対象です。

（注）住宅の応急修理制度：災害救助法に基づき、地震により準半壊以上の被害を受けた住宅に、今後も住み続けることを目的に、応急的な住宅の修理を行う制度

問 石川県土木部建築住宅課 ☎ 076-225-1962 syuuri-hojo@pref.ishikawa.lg.jp

【災害ごみ富来野球場仮置場】9月の開設日時

◆開設日時 月～土曜日
9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00

◆休 止 日 日曜日・祝日



問 環境安全課 ☎ 32-9321

水道や下水道・浄化槽につなぐ宅内配管修繕工事でお困りの人へ

お住まいの市町以外の工事業者が行う宅内配管修繕の掛かり増し経費に対する補助制度を創設しました。

被災した住宅※における宅内配管・排水管の修繕に関する受付窓口を設置します。

※ 事業所などは対象外です。

対象地域：6市町（輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）

受付窓口

石川県管工事業協同組合連合会事務局内

フリーダイヤル ☎ 0120-055-122

受付URL <https://i-kankouji.form.kintoneapp.com/public/noto-plumbing-repair-request>

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝除く）

受付期間 令和6年5月13日（月）～ **12月27日（金）**



受付フォーム

R6.12.27まで受付延長

（受付窓口の内容）

・お住まいの市町以外の工事業者を手配します。

※窓口では、お名前、住所、電話番号をお伺いします。数日後に見積りに向う工事業者を選定してご連絡致します。

※「受付窓口」を経由せずに、住民の皆さまが県ホームページなどを参考に、直接お住まいの市町以外の工事業者に依頼することを妨げるものではありません。

お住まいの市町以外の工事業者が修繕工事を行う場合は、遠隔地からの出張のため、移動に要するガソリン代や宿泊代等の費用（掛かり増し経費）を、直接、県が工事業者に補助することにより、掛かり増し経費については、工事業者は住民の皆さまに請求しないため、ご負担はありません。

農業者支援（農業用機械・設備の修理、再取得）に関する相談をしたい人へ

農業者支援相談窓口はJA志賀から役場本庁舎へ移転します（9月2日（月）～）

9月2日（月）から農業者支援相談窓口がJA志賀本店から志賀町役場本庁舎へ移転します。

農業機械再取得等支援事業などの要望相談の受付業務は引き続き行われます。移転に伴う変更は次の通り。

主な受付業務 農業機械再取得等支援事業

施設などの修理、再取得への支援

・農家などの負担割合

事業費の1/10（国5/10、県2/10、町2/10）

※自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

・必要書類など 農業者支援相談窓口

に設置または志賀町ホームページからダウンロードしてください。

	移転前（8月まで）	移転後（9月から）
設置場所	JA志賀本店 2階 会議室	志賀町役場本庁舎 1階 町民ホール
問い合わせ先	☎0120-338-720	☎32-9221 （農林水産課直通）
開設日時	平日（土・日・祝除く）の9:00～17:00 （変更なし）	

【6市町全住民一律5万円の申請】志賀町での窓口受付は8月で終了

6市町全住民一律5万円の配分について、9月から町役場での申請受付窓口の開設はありません。（申請書は受け取れます）9月以降は、県庁・義援金特別給付分事務局で、引き続き申請を受け付けます。

◆申請方法 オンライン、郵送、石川県庁および義援金特別給付分事務局のいずれか（土・日・祝除く）



石川県
ホームページ

問 コールセンター ☎ 0120-102-829（土・日・祝含む9:00～18:00）

震災により価格決定を延期していた令和6年度の固定資産税について

令和6年度固定資産税の納期について

納期限

1期	令和6年10月31日(木)
2期	令和6年12月2日(月)
3期	令和7年1月31日(金)
4期	令和7年2月28日(金)

※口座振替の人は、納期限に引き落としとなるので、納税通知書に記載の口座番号などを確認の上、残高確認をお願いします。

※すでに口座振替を登録している場合でも、前年中に所有者・納税義務者の変更があった場合（共有名義で持分および構成員の変更があった場合も含む）、新たに口座登録が必要です。

※同封の課税明細書は、再発行できません。大切に保管してください。

納税通知書は10月中旬に発送予定です。

また、令和6年度固定資産税関係証明は、10月1日(火)からを予定しています。（公課証明書を除く）

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧・閲覧

令和6年度の縦覧帳簿について、固定資産税の納税者を対象に、次の通り縦覧できます。

■期間：10月1日(火)～10月31日(木)（土・日・祝除く）

■場所：志賀町役場 税務課

■時間：8:30～17:15

■記載項目：土地価格等縦覧帳簿：所在・地番・現況地目・現況地積・評価額

家屋価格等縦覧帳簿：所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額

※閲覧については、固定資産の価格などを固定資産課税台帳に登録し、公示した日から可能です。

問 税務課 固定資産税担当 ☎ 32-9141

固定資産税の減免受付開始について

■対象となる税目：令和5年度分の固定資産税で、納期限が令和6年1月1日以降のもの

■減免の対象：土地・家屋※・償却資産

※家屋に関して、り災証明書の申請が済んでいる人は減免の申請は不要です。

■必要書類

1. 土地

・固定資産税減免申請書 ・被害状況図 ・被害状況の分かる写真 ・固定資産税課税明細書 ・名寄帳

2. 償却資産

・固定資産税減免申請書 ・償却課税台帳

※対象者には事前に送付してあります。

■受付場所 窓口：志賀町役場税務課、富来支所

郵便：〒925-0198 志賀町末吉千古1番地1 志賀町役場 税務課

■提出期限 令和6年10月31日(木)まで

※減免決定までかなりの時間がかかる可能性がありますので、ご了承ください。

※こちらに記載が無い事項については、税務課までお問い合わせください。

問 税務課 固定資産税担当 ☎ 32-9141